

森林資源・森林吸収量算定基礎調査事業

【平成24年度概算決定額 916,352(1,033,558)千円】

対策のポイント

持続可能な森林経営や生物多様性に関する森林の状況・動向を継続的に把握・分析するとともに、デジタル空間情報を活用した効率的かつ高精度な森林計測・データ解析技術を開発することにより、森林資源に関する情報について精度向上を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

また、京都議定書を批准した国に課せられている国際約束を果たすため、森林吸収量の報告に必要なデータの収集・分析を行うとともに、2013年以降の次期約束期間での吸収量算定手法の開発等を行います。

- ・森林・林業の再生に向け、森林・林業基本計画を推進し、森林施業の集約化、路網整備等を実施するためには、森林に関する正確な情報を把握することが重要です。
- ・平成23年4月に公布された森林法改正法では、国及び地方公共団体は、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずることとする規定が追加されました。
- ・国際的な課題である持続可能な森林経営の推進に当たって、我が国は、モントリオール・プロセス事務局や生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の議長を務めるなど、今後の国際的議論の中で先導的な役割を担う責務を負っており、森林の生物多様性を含め森林資源の状況の把握・分析に係る調査の実施及び体制の整備は喫緊の課題となっています。
- ・京都議定書を批准した国に課せられた国際約束として、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、気候変動枠組条約事務局へ報告することが義務づけられています。
- ・また、2013年(平成25年)以降の新たなルールに適切に対応するため、我が国の状況に対応した吸収量の算定手法の開発等を行う必要があります。
- ・特に、伐採木材製品中の炭素蓄積変化量を計上することとなったので、これまでに検討した算定方法を踏まえ、炭素蓄積変化量の算定を開始する必要があります。

政策目標

- 森林情報データの充実と解析技術の向上を図るため、全国の森林における約1万1千箇所(約100%)の調査を100%完了(平成26年度)
- 国際的に承認される我が国の森林吸収量
：1,300万炭素トン(平成20年～24年の年平均量)の達成

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査

適切な森林施業の確保や国際的な課題となっている「持続可能な森林経営」・「生物多様性の保全」に向け、森林の状態と変化の動向を全国統一の手法で計画的に把握するとともに、国際的な持続可能な森林経営の基準・指標に対応するための森林情報の分析を実施します。

2. 森林吸収源インベントリ情報整備事業

京都議定書を批准した国に課せられている義務を果たすため、森林吸収量の算定・報告のためのデータの収集・分析を行うとともに、2013年以降の吸収量算定手法の開発等を実施します。また、伐採木材製品における炭素蓄積変化量の算定を開始します。

3. デジタル森林空間情報利用技術開発事業

持続可能な森林経営の推進や生物多様性の保全に向け、高精度なデジタル空間情報を活用した、効率的かつ精度の高い森林計測及びデータ解析技術の開発に対して支援します。

<委託先>

民間団体

<事業実施期間>

平成18年度～27年度（10年間）

[担当課：1、3の事業 林野庁計画課、2の事業 林野庁研究・保全課]